

福岡県副業・兼業人材活用促進事業費補助金 Q&A

【交付対象者について】

Q 過去に福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を通さずに副業・兼業人材を活用したことがあるが、今回の補助金の交付対象者になるか。

A 過去に副業・兼業人材を活用したことがある事業者であっても、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用した副業・兼業プロフェッショナル人材の活用が初めてであれば、対象となります。

Q 過去に福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、常勤雇用の人材を採用したことがあるが、今回の補助金の交付対象者になるか。

A 常勤雇用の活用の有無に関わらず、福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用した副業・兼業プロフェッショナル人材の活用が初めてであれば、対象となります。

Q 福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、初めて副業・兼業人材を活用し、県外の事務所で勤務してもらう予定だが、今回の補助金の交付対象者になるか。

A 対象となりません。本補助金の趣旨は、「県内の中堅・中小企業等の人材の確保と、その活用による成長の実現を支援すること」であるため、県内事業者が県内の事業所内で副業・兼業プロフェッショナル人材を活用することを条件としています。

Q 副業・兼業人材にフルリモートで勤務してもらう予定であるが、今回の補助金の交付対象者になるか。

A 県内の事業所内での業務に従事する場合であれば対象となります。

Q 副業・兼業人材の活用について、他の補助金の利用も予定しているが、今回の補助金の交付対象者になるか。

A 対象となりません。同一事業（副業・兼業人材の活用）について、国、県、市町村等から他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないことが条件となります。

【補助対象事業について】

Q 副業・兼業プロフェッショナル人材の就業（契約）期間が7か月となる予定であるが、このうち6か月分のみを対象とすることは可能か。

A 7か月の契約うちの6か月分のみを対象とすることはできません。対象となる契約期間は6か月を上限としているため、7か月の就業期間内の業務を6か月以内の契約（6か月と1か月等）に分けて契約することが可能であれば、対象とすることができます。

Q 11月から翌年4月までの6か月間の契約となる予定であるが、今回の補助金の補助対象事業になるか。

A 対象となりません。補助対象期間内（2月28日まで）に副業・兼業プロフェッショナル人材との契約（就業）期間が終了（事業が完了）していることが必要となります。

Q 交付決定の前に就業を開始したが、今回の補助金の補助対象事業になるか。

A 対象となりません。交付決定後に副業・兼業プロフェッショナル人材が就業を開始する必要があります。

【申請手続きについて】

Q 交付申請の段階で契約書の締結が済んでいないが、契約締結の後でないと交付申請はできないか。

A 内示の段階でも申請いただけます。その場合は、内示書や契約書案等、副業・兼業プロフェッショナル人材を活用することが分かる書類（個人が特定できるもの）の写しを添付いただき、正式に契約書等を取り交わした後、写しを提出していただくこととなります。